## SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

## 「貸し手責任」の法理 (道義的から法的へ)

貸し手責任…今では珍しくもなくなったこの言葉が一般に登場したのはバブル崩壊に伴う様々な経済事件が頻発し出した95年頃だっただろうか。担保として差入れていた土地や株式暴落と資産デフレを契機とした経済環境悪化に伴う収支状況の悪化等により、金融機関からの借入債務返済が困難となり、担保はもとより本人や連帯保証人の自宅まで失うというような事例が相次ぎ、「こうなったのは借り手だけの責任だろうか?」という声が高まる中で浮上してきた言葉だったように記憶している。

しかし、この言葉が貸し手の道義的責任を超え、 法的実効性を持った議論に展開したかと云えば そうではなかった。

確かにその後、貸し手である銀行が裁判で負ける事例も幾つか発生した。銀行と保険会社が組んで老齢資産家向けに売り込んだ保険料融資や破綻可能性の強いゴルフ場と近い関係にあった銀行が行った会員権融資が私の知っているその事例であるが、全体として見れば殆どの事件で借り手の訴えは退けられたのである。

その法理は単純だ。取引基本約定書と金銭消費 貸借契約書を承知して本人が署名捺印していれ ばその契約が効力を有するのが当り前であると いう法理である。老齢者向け巨額保険料融資で貸 し手が負けたのは、理解力に劣る老齢者へのリス ク全般を含めきちんとした説明責任を貸し手が 怠ったことと、銀行が保険を販売した業法違反が 問われたのである。その意味で「借り手責任」論 は局地戦で終わった観がする。

しかし、年収がいくらもない盆栽店に、「盆栽美術館建設計画」等という夢みたいな土地利用計画書を持ちかけ、年収の数百倍に相当する金額を貸付け、結果として融資がそっくり焦げ付いたのは100%借り手の責任かと問えば、誰しも「そうとばかりは云えない」と思う筈だ。この場合、それを貸し手の道義的責任とするだけでなく、その法的責任を問う所まで理論を構築しなければ、結局は同じように負けることになる。

誰だって知っているのだ。借り手自身に大きな 責任のあることを。借りたものを返すのは当然で あることを。だからそれを超えた所で「借り手責任」の法理を構築しないと、単なるモラルハザードになってしまうことを。

その法理を構築するのは私如きにできない相談だが、それでも時に何とかならないだろうかと思うことがある。既存の法理では負けるに決っている戦いを何とか覆すことができないものかと思う時がある。それは、約定書や消費貸借契約書に従って、単に金銭を交付すればそれで貸し手の責任を果たしたとする姿勢への素朴な疑問と「銀行は街金と違うだろう」という思いでもある。

一般に、銀行はしっかりした審査を行って融資を実行する。借り手の資産状態や収支状況、そして返済計画の妥当性等をプロの目で評価して融資を行う。その意味で、融資のコゲツキは審査の失敗、審査力の欠如である。誰しも将来のことは100%分る訳ではなくそれを補うために担保や保証人を徴求するのだから、担保処分や保証債務履行請求も一概に悪いと云う訳にはいかない。では、法的に責任が問える貸出とは一体どういう貸出だろうか。

一つは、貸し手という経済的強者が借り手という経済的弱者を実体的に支配する関係下で行われる融資かどうかという視点があると思う。借り手が拒むことができない状況では対等な契約とは云えない。

二つとして、前述の盆栽美術館融資のようなバブル期に典型的に出てくる貸し手の尋常ならざる貸出行動がある。常識的に見て無謀な融資を組織的に行うことは、例えそれが契約書に従っていようと法的に問えるとする視点である。

更に三つ目として、金融のプロとして起こりうるリスクを正確且つ適切に説明しているかという視点である。それは書面にしたものをただ渡せば良いというものではない。立証が難しい面もあるが、金融のプロとして当然負うべき責務であると思うのだ。

貸出取引も商取引の一種ではあるが、一般の商取引と決定的に異なる点は、取引条件として借り手情報の開示や担保差入等を求めることができる所にある。それは銀行の持つ経済的力が大きいが故に許されているものだろう。だからこそ、その行動に大きな責任が伴うと思うのだ。

Weekly Fax Report 《複製・転載等はご連絡下さい》 2004.5.15(第411号)

TEL.0438-53-6092 FAX.0438-53-6096

URL: http://www.hi-ho.ne.jp/smc toyo/ Email:smc toyo@hi-ho.ne.jp